児童クラブ育成料の減免制度について

知立市では、下記の要件を満たす世帯に対し、育成料の減免制度を設けています。育成料の減免を受けるには、減免申請書等の提出が必要になります。減免対象世帯に該当し、育成料の減免を希望される場合は、下記により申請書類等を提出してください。

減免申請書等は、減免を希望する前月までに提出する必要があります。

記

１　減免対象世帯

（１）　生活保護等受給世帯

（２）　市民税非課税世帯の母子・父子世帯

（３）　就学援助の対象とされた世帯

※上記世帯に該当する場合は、保護者からの申請により育成料が免除されます。

２　申請方法

『児童クラブ育成料減免申請書』を市役所こども家庭課（２階１３番窓口）、または、オンラインでご提出ください。

※就学援助の支給申請中の方も減免申請書を提出できます。

※減免の理由（２）で申請する場合

・４月分から９月分までの減免は、前年度の市民税課税状況により判定し、１０月分から３月分までの減免は現年度の市民税課税状況により判定します。

・調査年の１月１日現在（基準日）に知立市に住民登録のない場合は、基準日に住民登録のあった市町村発行の市町村民税非課税証明書を添付してください。

・４月分から９月分の減免を受けた人が、１０月分以降も減免を希望する場合は９月末日までに改めて減免申請が必要です。

３　注意事項

・申請書を提出されなければ育成料の減免は受けられません。

・申請した減免の理由についてのみ、判定します。審査を希望する減免理由（複数の理由に該当する場合はそのすべて）に〇をつけてください。

・世帯が分かれていても同一住所に課税されている人がいる場合は、市民税非課税世帯の対象にはなりません。

・利用決定後に減免の審査をするため、利用決定通知書には減免審査前の費用が記載されます。減免の審査結果については、利用決定通知書とは別に通知します。